

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 9月12日

【会社名】 鬼怒川ゴム工業株式会社

【英訳名】 KINUGAWA RUBBER INDUSTRIAL CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 関 山 定 男

【本店の所在の場所】 千葉県千葉市稲毛区長沼町330番地

【電話番号】 043-259-3113

【事務連絡者氏名】 執行役員 高 橋 昭 夫

【最寄りの連絡場所】 千葉県千葉市稲毛区長沼町330番地

【電話番号】 043-259-3113

【事務連絡者氏名】 執行役員 高 橋 昭 夫

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主である株式会社V Gホールディングス第一号（以下「V Gホールディングス」といいます。）から、同法第179条の3第1項の規定による株式売渡請求及び新株予約権売渡請求（以下「本株式等売渡請求」と総称します。）の通知を受け、平成28年9月12日開催の取締役会において、本株式等売渡請求を承認することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものです。

2【報告内容】

1. 本株式等売渡請求の通知に関する事項

(1) 当該通知がされた年月日

平成28年9月12日

(2) 当該特別支配株主の商号、本店の所在地及び代表者の氏名

商号	株式会社V Gホールディングス第一号
本店の所在地	東京都千代田区大手町一丁目9番6号
代表者の氏名	取締役 磯崎 隆郎

(3) 当該通知の内容

当社は、V Gホールディングスより、平成28年9月12日付で、当社の特別支配株主として、当社の株主（但し、V Gホールディングス及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡株主」といいます。）に対しては、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、売渡株主が所有する当社株式を「本売渡株式」といいます。）の全部をV Gホールディングスに売り渡すことを請求し、当社の全ての新株予約権に係る新株予約権者（V Gホールディングス及び当社を除きます。）の全員（以下「本売渡新株予約権者」といいます。）に対しては、その所有する当社の新株予約権（以下「本売渡新株予約権」といいます。）の全部をV Gホールディングスに売り渡すことを請求する旨の通知を受けました。当該通知の内容は、以下のとおりです。

特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第1号）

該当事項はありません。

株式売渡請求により売渡株主に対して売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当に関する事項（会社法第179条の2第1項第2号及び第3号）

V Gホールディングスは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき780円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

新株予約権に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号）

ア 特別支配株主完全子法人に対して新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の2第1項第4号イ）

該当事項はありません。

イ 新株予約権売渡請求により売渡新株予約権者に対して売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当に関する事項（会社法第179条の2第1項第4号ロ及びハ）

V Gホールディングスは、本売渡新株予約権者に対し、本売渡新株予約権の対価（以下「本新株予約権売渡対価」といい、「本株式売渡対価」と併せて「本株式等売渡対価」と総称します。）として、その有する本売渡新株予約権1個につき779,000円の割合をもって金銭を割当交付いたします。

特別支配株主が売渡株式及び売渡新株予約権を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の2第1項第5号）

平成28年10月26日

本株式等売渡対価の支払いのための資金を確保する方法（会社法施行規則第33条の5第1項第1号）

V Gホールディングスは、本株式等売渡対価の支払いのため、株式会社みずほ銀行から、本株式等売渡の支払のための資金に相当する額の借入れを行うことを予定しています。V Gホールディングスは、当該借入れの裏付けとして、株式会社みずほ銀行から395億円を限度として融資を行う用意がある旨の証明書を平成28年7月13日付で取得しています。

本株式等売渡請求に係る取引条件（会社法施行規則第33条の5第1項第2号）

本株式等売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿及び新株予約権名簿に記載又は記録された本売渡株主及び本売渡新株予約権者の住所又は本売渡株主及び本売渡新株予約権者が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定する方法により（本株式等売渡対価の交付についてV Gホールディングスが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主及び本売渡新株予約権者に対して本株式等売渡対価を支払うものとします。

2. 本株式等売渡請求を承認する旨の決定に関する事項

(1) 当該通知がされた年月日

平成28年9月12日

(2) 当該決定がされた年月日

平成28年9月12日

(3) 当該決定の内容

V Gホールディングスから通知のとおり、本株式等売渡請求を承認します。

(4) 当該決定の理由及び当該決定に至った過程

V Gホールディングスが平成28年7月19日から同年8月30日までを買付け等の期間として実施した当社株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関して提出した平成28年7月19日付意見表明報告書（以下「本意見表明報告書」といいます。）の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本株式等売渡請求は、本公開買付けの結果、V Gホールディングスが当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至ったことから、V Gホールディングスが、当社株式及び新株予約権の全て（但し、V Gホールディングスが所有する当社株式及び当社が所有する自己株式並びにV Gホールディングスが所有する新株予約権及び当社が所有する自己新株予約権を除きます。）を取得し、当社をV Gホールディングスの完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本株式等売渡対価は本公開買付けに係る買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）と、本新株予約権売渡対価は本新株予約権1個当たりの買付け等の価格と、それぞれ同一の価格に設定されています。

当社は、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載のとおり、本取引により当社の企業価値の一層の向上が実現すると見込まれるとの結論に至りました。

すなわち、当社は、グローバル・サプライヤーのニーズが高まっている状況の下、真のグローバル・サプライヤーとしての地位を限られた時間軸で迅速に確立することが急務であると認識しております。当社は、かかる認識の下、慎重に検討を重ねる中で、グローバルな営業体制を構築し、経営管理基盤・ITインフラの強化、欧州における生産拠点の確保等のV Gホールディングスの親会社である株式会社日本政策投資銀行（以下「DBJ」といい、その子会社及び関連会社と総称して「DBJグループ」といいます。）の提案する成長戦略の実行が必要であるとの認識に至りました。当社は、DBJグループと協力して、その人的リソース、M&A・投資案件の経験・スキル、グローバルな経営管理・人事体制のノウハウ、豊富な資金力を有効に活用してこれらの成長戦略を実行することにより、これまで当社が実行してきた既存の取組みの延長線上ではなく、非連続的な進化・成長を見込むことができると考えております。その結果として、当社は、全てのカーメーカーに喜ばれる（ ）QCD（Quality（品質）、Cost（価格）、Delivery（納期））に優れた均一の製品を全ての地域で供給でき、（ii）環境性能やコスト競争力などの様々なニーズに的確かつスピーディーに対応でき、（iii）安心して取引していただける品質保証体制や経営管理基盤を持つ、真のグローバル・サプライヤーの地位を確立することにより、当社の企業価値向上を実現できると考えました。そして、これらの各種施策は、その効果が業績に反映されるまでに中長期の時間を要する可能性があるのみならず、むしろ、短期的には財務状況が悪化するリスクも存在することから、一般株主の皆様のようなリスク負担を回避するため、当社を非公開化したうえで集中的かつ迅速にこれらの成長戦略を実行することが不可欠であるとの結論に至りました。また、当社としては、当社を非公開化して、DBJグループのリソースの活用及び密接な連携を行うことにより、大型のM&Aや資金調達など中長期的な視点での判断が求められる抜本的な施策について、柔軟かつ迅速な意思決定が可能となり、成長戦略をより実効的に実現できると考えております。以上の検討及び方針を踏まえ、当社は、本取引により当社の企業価値の一層の向上が実現すると見込まれるとの結論に至りました。

また、本公開買付価格については、本公開買付価格が、（i）本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（3）算定に関する事項」の「当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、第三者算定機関であるトラスティーズ・アドバイザリー株式会社（以下「トラスティーズ」といいます。）による算定結果のうち、市場株価法及び類似公開会社比準法の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内にあること、（ii）本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である平成28年3月10日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の580円に対して34.48%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアムの計算において同様に計算しております。）、直近1ヶ月間（平成28年2月12日から平成28年3月10日まで）の終値の単純平均値542円（小数点以下を四捨五入。以下、終値の単純平均値の計算において同様に計算しております。）に対して43.91%、直近3ヶ月間（平成27年12月11日から平成28年3月10日まで）の終値の単純平均値585円に対して33.33%、直近6ヶ月間（平成27年9月11日から平成28年3月10日まで）の終値の単純平均値634円に対して23.03%のプレミアムが加算されており相応のプレミアムが付されていると考えられること、（iii）本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置が採られており、少数株主への配慮がなされていると認められること等を踏まえ、本公開買付けは当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成28年3月11日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。また、本新株予約権についても、本新株予約権1個当たりの買付け等の価格は、本公開買付価格である780円と本新株予約権の当社株式1株当たりの行使価額1円との差額である779円に本新株予約権1個の目的となる普通株式の数である1,000を乗じた金額である779,000円と決定されていることから、上記取締役会において、本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

その後、当社は、V Gホールディングスから、日本及び中国を含む諸外国の競争法その他の法令等に基づき必要な手続及び対応が全て完了したため、本公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、本公開買付けに関する諸条件について改めて検討した結果、平成28年3月11日以降、同年7月14日までの間に、当社の本取引に対する賛同意見の基礎となる事実と重大な変更が見られないことなどを確認し、平成28年7月15日時点においても、本公開買付け及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは当社の株主の皆様及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対して、合理的な当社株式及び本新株予約権の売却の機会を提供するものであると判断し、平成28年7月15日開催の当社の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役の全員一致により、本公開買付けについて賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び本新株予約権に係る新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しました。

その後、当社は、平成28年8月31日、V Gホールディングスより、本公開買付けの結果について、当社株式61,786,277株及び本新株予約権157個の応募があり、その全てを取得することになった旨の報告を受けました。この結果、平成28年9月8日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社の総株主の議決権に対するV Gホールディングスの有する当社株式の議決権所有割合（注）は92.41%となり、V Gホールディングスは、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

（注）「議決権所有割合」とは、当社が平成28年8月10日付で提出した第78期第1四半期報告書に記載された平成28年3月31日現在の当社の総株主の議決権の数（66,863個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入）をいいます。

このような経緯を経て、当社は、V Gホールディングスより、本日付で、本意見表明報告書の「3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本取引の一環として、会社法第179条第1項に基づき、本株式等売渡請求をする旨の通知を受けました。

そして、当社は、かかる通知を受け、本株式等売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議、検討いたしました。

その結果、本日開催の取締役会において、（i）本株式等売渡請求は本取引の一環として行われるものであり、本取引を実行し、当社がV Gホールディングスの完全子会社となることにより当社の企業価値の一層の向上が見込まれること、（ii）本株式売渡対価は本公開買付け価格と、本新株予約権売渡対価は本公開買付けに係る新株予約権の買付け等の価格と、それぞれ同一の価格であること、当社取締役会及びV Gホールディングスから独立した第三者委員会から答申書を取得する等、本取引の公正性を担保するための措置が講じられていること等に鑑みれば、本売渡株主及び本売渡新株予約権者にとって合理的な価格であり、本売渡株主及び本売渡新株予約権者の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、（iii）V Gホールディングスは、株式会社みずほ銀行から、本株式等売渡対価の支払いのための資金に相当する額の借入れを行うことを予定しており、当社としても、株式会社みずほ銀行作成にかかる融資証明書によりV Gホールディングスによる資金確保の方法を確認していること、また、V Gホールディングスによれば、本株式等売渡対価の支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また今後発生する可能性は現在認識されていないこと等から、V Gホールディングスによる本株式等売渡対価の支払いのための資金の準備状況及び確保手段は相当であり、また、本株式等売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、（iv）本株式等売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式等売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられることがそれぞれ認められると判断し、当社がV Gホールディングスの完全子会社となるための本取引を進めるべく、V Gホールディングスからの通知のとおり、本株式等売渡請求を承認する旨の決議をいたしました。